

経工第6487号  
5 . 1 1 . 4  
一部改正 防施第8490号  
1 9 . 8 . 3 1

経 理 装 備 局 会 計 課 長  
防 衛 大 学 校 総 務 部 施 設 課 長  
防 衛 医 科 大 学 校 経 理 部 経 理 課 長  
防 衛 研 究 所 総 務 課 長  
統 合 幕 僚 監 部 総 務 部 総 務 課 長  
陸 上 幕 僚 監 部 監 理 部 会 計 課 長  
海 上 幕 僚 監 部 監 理 部 経 理 課 長  
航 空 幕 僚 監 部 総 務 部 会 計 課 長  
情 報 本 部 計 画 部 長  
技 術 研 究 本 部 総 務 部 会 計 課 長  
防 衛 施 設 庁 建 設 部 建 設 企 画 課 長

殿

防衛政策局防衛施設課長

専用水道に係る手続き等について（通知）

標記について、防衛庁の給水施設が水道法に規定されている専用水道に該当する場合  
の手續等について、下記のとおりとしたので、爾後遺漏なきよう措置されたい。

記

- 1 水道法第32条の規定による「布設工事をしようとする者」の都道府県知事（保健所  
を設置する市においては市長）への「確認の申請」は地方防衛（支）局長が行う。
- 2 水道法第13条第1項の規定による「専用水道の設置者」の厚生労働大臣への「給  
水開始前の届出」その他の「専用水道の設置者」として執るべき手続き等は供用事務  
担当官が行う。

以 上